

平成 26 年度第 5 回（11 月 18 日開催）

資料 1

宇治市の取り組み状況について

1. 「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」の設置

「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の施策の総合的な推進を図るため、庁内において、計画に基づく取り組みや施策を担当する関係各課で構成する「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」を設置します。

「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」の役割

- ・ 計画策定についての意見交換
- ・ 計画の進捗状況の庁内における管理・評価
- ・ 計画の推進を図るための事業の検討や庁内の調整

宇治市児童育成計画などの現在の計画については、「宇治市児童育成計画推進調整会議」を設置して、庁内における計画の進捗状況などの調整や意見交換を行っており、「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」はこれの後継組織として、現在の計画の進捗状況などの調整なども引き継ぐものです。

現在、設置に向けて関係各課との調整等を行っており、12月上旬には第1回会議を開催する予定です。

2. 他の計画との連携について

○ 宇治市母子保健計画について

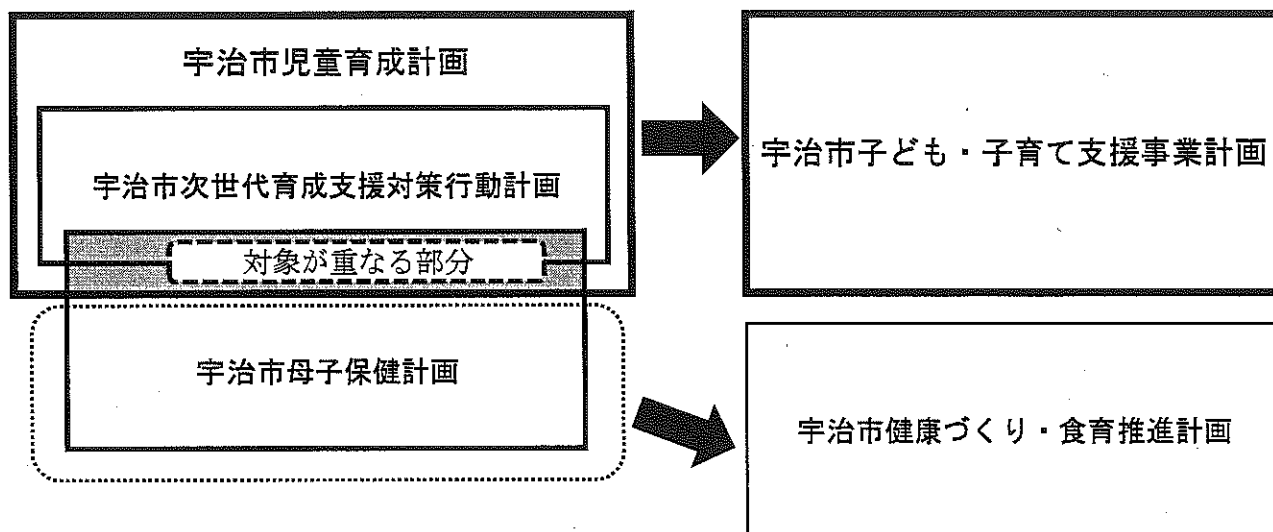
現在の計画は、対象や内容が重なることから、宇治市児童育成計画・宇治市次世代育成支援対策行動計画と一体的に策定しています。



今後は、宇治市母子保健計画は、現在策定中である「宇治市健康づくり・食育推進計画」に考え方を統合し、健康づくりの中に取り組みを位置付けることとします。

その他の母子保健分野に関する内容は、引き続き宇治市子ども・子育て支援事業計画に含めて策定し、取り組みを進めていく予定です。

<イメージ>



○ 宇治市障害福祉計画について

「障害福祉計画」の策定にあたっては、「子ども・子育て支援事業計画」との連携が必要であるとの基本指針が国から示されており、これを踏まえて、現在、平成27年度からの「第4期宇治市障害福祉計画」の策定に向けて作業を進めています。

宇治市障害福祉計画

障害者総合支援法に定められている障害福祉サービス等の具体的な提供体制の整備について定める計画であり、「第4期宇治市障害福祉計画」は平成27年度から平成29年度までの3年間となります。

策定について

平成26年 9月 アンケート調査実施

11月27日 宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会開催
アンケート調査結果報告
第4期宇治市障害福祉計画（初案の案）報告

平成27年 3月 第4期宇治市障害福祉計画策定

3. 地域型保育事業の内容と実施要件について

子ども・子育て支援新制度で、新たに給付の対象となる地域型保育事業の家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業については、国では都市部の待機児童対策をはじめとした地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する事業として位置づけています。本市でも、今後の待機児童の状況などを見ながら、必要に応じて実施する事業となります。

○ 家庭的保育事業

家庭的保育事業については、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を実施します。本市では、すでに平成22年度から実施している事業であり、現在は10カ所、55人の定員で実施しています。

〈家庭的保育事業〉

利用定員	5人以下	
職員	資格	家庭的保育者
	配置基準	【0～2歳児】 3:1 ※家庭的保育補助者ととも保育する場合 5:2
保育室等	設備	保育を行う専用の部屋、庭、調理設備及び便所
	面積	1人 3.3㎡以上

○ 小規模保育事業

小規模保育事業については、職員の資格の有無、配置基準及び必要な保育室の面積により、A型・B型・C型の3類型があります。少人数(定員6人～19人)を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施します。

〈小規模保育事業〉

類型	A型		B型	C型
利用定員	6人以上19人以下			6人以上10人以下
職員	資格	保育士	保育士、その他保育に従事する職員	家庭的保育者
	配置基準	【0歳児】 おおむね3:1 【1・2歳児】 おおむね6:1 ※上記に加え、保育に従事する職員1名を追加配置する必要あり	A型と同じ ※半数以上については保育士であること ※上記に加え、保育に従事する職員1名を追加配置する必要あり	【0～2歳児】 3:1 ※家庭的保育補助者ととも保育する場合 5:2
保育室等	設備	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室、調理設備及び便所 【2歳児】 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所		
	面積	【0・1歳児】 1人 3.3㎡以上 【2歳児】 1人 1.98㎡以上		1人 3.3㎡以上

○ 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業については、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、必要な設備、備品等を備えて、保育を実施します。

〈居宅訪問型保育事業〉

利用定員		1人
職員	資格	家庭的保育者
	配置基準	【0～2歳児】 1:1

○ 事業所内保育事業

事業所内保育事業については、事業所の保育施設などで、従業員の子どもと、地域の子どもを一緒に保育を実施します。

〈事業所内保育事業〉

利用定員		20人以上	19人以下
職員	資格	保育士	保育士、その他保育に従事する職員
	配置基準	【0歳児】 おおむね 3:1 【1・2歳児】 おおむね 6:1	【0歳児】 おおむね 3:1 【1・2歳児】 おおむね 6:1 ※半数以上については保育士であること ※上記に加え、保育に従事する職員1名を追加配置する必要あり
保育室等	設備	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所 【2歳児】 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所	
	面積	【0・1歳児】 1人 3.3㎡以上 【2歳児】 1人 1.98㎡以上	

4. 認定こども園に関する市の準備状況について

認定こども園については、教育・保育を一体的に行う施設です。認定こども園の認可は京都府が、施設給付に適切な施設であるかの確認は宇治市が行います。そのために必要となる条例は9月議会で府、市ともに可決されました。

今後、認定こども園への移行手続きについては、健康福祉部と教育委員会とが連携して相談にあたり、連絡調整を行うとともに、必要な情報を提供します。その中で、認定こども園へ移行する施設については、京都府の認可事務に合わせて、市においても確認事務を行い、円滑な移行ができるように進めていく予定です。

(参考)

教育(1号認定)を希望する場合は、認定こども園に直接利用を申し込みます。保育(2号・3号認定)を希望する場合は、市に申し込み、市が利用調整を行います。利用が決まれば、利用者は施設・事業者と契約します。